時事新報

第千三百七十六號
明治十九年九月九日　木曜日
舊丙戌八月十二日（壬申）
日出午前五時三十九分　日入午後六時十六分
月出午後三時四十九分　月入午前一時三十六分
滿潮午前零時一分　午後二時四十一分
（西曆一千八百八十六年）

社告

○時事新報豫約御申込被成下候ニハ新報代價並ニ郵便稅ハ必ズ前金ヲ以テ御拂入被成下度候又前金相切レ候ヘハ其日限リ新報ノ發送相見合セ候

○新報代價並ニ郵便稅トシテ御送附相成候金員當方ニテ正ニ落手仕候節其都度證書ヲ以テ御通知ハ不申上其代リニ紙目御發送申上候新報ノ帶封表面御名前ノ脇ニ(何月何日)ト記入仕置候間御覽可被成下候是ハ此日迄ノ新報代價並ニ郵便稅トモ御拂濟相成居ルニ付此日マデハ新報發送仕候トノ事ニ候

○新報代價又ハ銀行爲換等ヲ以テ時事新報代價御拂入レ被成下候節當方ノ名宛ハ(時事新報社)ト致シ郵便爲換ナレバ(東京郵便局)ニテ受取ルベキ樣御取組被成下度候

○御住所ノ御都合ニテ郵便爲換又ハ銀行爲換等御取組被成下候儀御不便ノ御方ニ限リ時事新報代價並ニ郵便稅共一錢又ハ二錢ノ郵便切手ニテ御拂入レ被成下候テ苦シカラズ候

○時事新報豫約讀者ノ諸君ニテ住所御移轉等ノタメ新報配達先キ御取替ヘ被成度節ハ新舊兩方ノ所番ヲ併テ御通知被成下度候

○時事新報の見本御入用の御方は其旨東京日本橋區通三丁目十一番地時事新報社又は大坂東區高麗橋通五丁目卅四番地時事新報社出張所の內へ御申越被成下度左候へば代價並郵送料と申受けず右見本御送り可申上候

時事新報

直に釜山京城間の電線を架設せしむ可し

去月の下旬長崎の方角より來りたる電報の由にて京城の暴民は瓦礫を各國公使館に投じたり又領議政ハ其職を罷められたり抔と吹聽し大坂邊にては支那人が朝鮮國王以下を拘留したりとまでに傳說したりしかばスワ何事の起りしかと一時人心を驚かせしが昨今在朝鮮通信者の報道に接すれば國王の拘留、領議政ハ罷職等孰れも皆な虛傳のみ特に暴民が公使館を犯したる抔の事は根も葉もなきことにして事の原因は支那外交官が閔泳翊氏等の爲めに謀りて一場の虛喝狂言を演じたるまでなりしと云ふ左れば朝鮮京城と日本との間に電線ありて自由に其音信を通したらんには數時間にして今回の事の虛實も分かり由々しくも日本國中の人心を驚かせし等の不都合はなかりしならん但し今日の處にても日本より上海天津義州を經て京城に達する電線なきに非ざれども義州線ハ支那人の架設に係り其電信局務は專ら支那人の管理する所なれば今回我京城通信員が時事新報宛の電報を京城電信局に托したるに前後其求めに應ぜず官用の電信も亦等しく拒絕せられて音信を日本に通知する能はざりしよし左れば此電信線は時々日本人の使用を拒絕するも又は全く之を許さゞることとするも支那人の心のまゝにしてこれを如何ともする事能はざるものとすれば今後萬一の事情あるも日本人は此電線に由て本國へ通信する能はず又々何樣の訛傳を生じて如何に人心を驚かすも可きや我輩は之を思ふて不安心に堪へざるなり

朝鮮京城より東京までは義州を經て天津に接續する一線の電線の相通ずるなれども支那人の隨意に其使用を禁ずるが故に一朝事ありて電信の必用を感ずる時は恰かも之を使用する能はざるの都合にて非常の間に合はざるは今回の經驗に照らして明白なり因て我輩は我政府に向ひ朝鮮政府をして約を履んで直に釜山京城間に電線を架設せしめんことを希望するなり初め釜山長崎間の海底電線を沈架するや我政府は朝鮮政府に對して向ふ二十年間他國人をして朝鮮國內に電線を架設せしめざるの約束を結びしに昨明治十八年支那政府は義州線を架設して電線を京城に通ぜしめば日本政府は同年十二月高平代理公使をして朝鮮政府に談判せし處同政府は其違約に對して向ふ六箇月間に朝鮮の費用を以て釜山京城間に電線を架設する旨を約し本年六月は其竣功期限なりしに事を果さずして更に來十一月まで延期し今はハヤ九月上旬、電線架設期も追ひ〳〵切迫したるに拘はらず朝鮮政府にては今日まで此工事に着手する模樣あるを見ず然るに一方を顧みれば日本朝鮮間の電線の交通なきが爲め非常の不便利不都合を持來し居るの始末なれば我政府は直に朝鮮政府に向ひ右の事情を申明して約束通り急に釜山京城間の電線を架設せしむるなど今日の切要なる可し或は朝鮮政府にて國用多端其工事に着手し難きの情實を陳ずるやうの事あらば日本政府ハ朝鮮の着手を待たず先づ自から起工して此電線を架設するも亦事宜なる可し釜山より京城までは日本里法にて陸路凡そ百里と號す此間の電線架設費凡そ十萬圓內外、少しく工事を取り急がば一箇月間にして竣功すべし斯くて此十萬圓は朝鮮政府の負債として鑛山租稅或は適當の物產を以て其抵當として年々之を徵收することと爲し又其電信局一切の事務は日本の管理に歸して京城と日本との電報を自由自在にする時は朝鮮政府も其約束を果し日本人も亦是迄の如き訛傳に惑はされて不安の念を抱くことなかる可し若し今日の儘に過ぎ去らば電線架設期限は再び來るも朝鮮政府は例の通り其工事に着手せず又々延期の沙汰にも及ぶならん此際京城の一事變ある每に義州線は我用を爲さず虛實紛々相傳へて徒に人心を騷擾するのみならず或は其虛實を證するが爲め船を出し人を派する等實際に損害を招くとなしと云ふ可らず因て我輩は我政府に向ひ今回の事に鑑みて即刻朝鮮政府に談判し相當の手續を以て時を移さず釜山京城間の電線を架設するの英斷あらんことを熱望するものなり

官報

○東京府令第十七號

本年(八月)府令第十四號工藝品共進會規則第二條中府下ノ工藝品ノ下(專賣特許品ヲ除ク)ノ割註ヲ削リ同第七條中絹又ハ紙地ノ下(竪四尺五寸ヨリ五尺迄幅二尺ニ限ル)ノ割註ヲ(竪モノ横モノトモ長五尺幅二尺ヲ越ユヘカラス)ト改メ同第四號書式中絹地又ハ紙地ノ下ニ(竪モノ又ハ横モノ長若干幅若干)ノ十四字ヲ加ヘ附則第一條中精巧ノ物品及ノ下ニ「本則ニ據リ出品セサル」ノ十字ヲ挿入ス

明治十九年九月八日　東京府知事高崎五六

○流行地虎列剌

流行地	月日	新患	新舊死亡
京都府	九月六日	二十七人	二十二人
內上下兩京區ニ新患八人新舊死亡六人			
大坂府	同	百十四人	八十五人
內四區西成郡ニ新患七十二人新舊死亡五十三人			
神奈川縣	同	五十七人	二十九人
內横濱區ニ新患十八人新舊死亡十二人			
兵庫縣	同	二十四人	二十一人
內神戶區ニ新患七人新舊死亡五人			
埼玉縣	同	十五人	十六人
千葉縣	同	三十人	十二人
茨城縣	同	十七人	八人
三重縣	同	三人	三人
山梨縣	同	六人	二人
秋田縣	同	八十一人	四十六人
福井縣	同	百二十二人	七十一人
石川縣	同	八十五人	五十八人
岡山縣	同	十八人	十五人
廣島縣	同	七十八人	六十八人
山口縣	同	十七人	十二人
和歌山縣	同	二十四人	二十二人
愛媛縣	同	十四人	五人
高知縣	同	十三人	十六人
[illegible]縣	同	三十人	二十四人
小計新患七百七十五人新舊死亡五百三十五人			
新潟縣	九月五日	百三十四人	七十四人
內新潟區ニ新患三人新舊死亡二人			
長野縣	同	四十二人	三十八人
青森縣	同	三十八人	二十二人
山形縣	同	四十三人	二十八人
富山縣	同	百九人	六十一人
山口縣	同	三十二人	二十六人
小計新患三百九十八人新舊死亡二百四十一人			
合計新患千百七十三人		新舊死亡七百七十六人	

○流行地外虎列剌　北海道札幌去る五日より六日迄新患九人、新舊死亡七人」群馬縣去る五日新患一人、新舊死亡二人」栃木縣去る五日新患四人、死亡一人」愛知縣去る四日新患三人、新舊死亡三人」岐阜縣去る五日より七日迄新患七人、新舊死亡七人」福島縣去る五日新患四人」岩手縣去る五日新患五人、新舊死亡四人」德島縣去る五日新患九人、新舊死亡八人

○避病院入院患者數　東京府所管各避病院に於て本年八月二十一日より同三十一日に至る迄入院せし虎列剌患者の數は左の如し(但し送院の途中死亡せしものも入院中に算入す)

	八月廿日より持越患者	入院	治癒	死亡	治療中	患者百分死亡比例
臨時病院	一五三	三七〇	七九	二八八	一五六	五五・〇七
本所避病院	一三九	四五八	九〇	三一七	一九〇	五三・一〇
臨時病院分院	四八	一九四	二二	一四六	七四	六〇・三三
駒込避病院	一七七	六六三	八四	五二三	二三三	六二・二六
大久保避病院	四一	三〇七	二〇	二二三	一〇五	六四・〇八
合計	五五八	一、九九二	二九五	一、四九七	七五八	五八・七一

○催眠術興行の禁制　伊太利國政府は今般王國內に於て總て催眠術を興行することを禁止せり今其の理由を聞くに先頃同國內の數府就中ミラン府に於て催眠術の公會を開きたる者ありてこれがため大に擾亂を生じたるに依り伊國政府は該公會の利害を各醫員に下問せしに全員一致を以て其の危險なることを認めたれば政府は終に此の禁令を發するに至れりと云ふ(以上本年九月八日官報)

雜報

○英國內閣新任諸大臣の履歷(前號の續)

濟窮院長チャーレス、ダムブアン、リッチー氏は千八百三十八年ダンデーに生れ倫敦の東區に住し商業及び製造に從事し氏は千八百七十四年より議院に出席し保守黨の前內閣に於て海軍省の書記官として熟練の聞あり

撿事長エドワード、クラーク氏は千八百四十九年に生れ倫敦の商業學校の教育を受け始めは或る新聞社の通信者なりしが千八百六十四年に代言人となりて法廷に出で千八百八十年に女皇の參事官となり同年サウスウワークより選ばれて議院に入り本年に至るまで國會の議員たり

海軍省次官ゼームス、ファーギッソン氏は千八百三十二年に生れルグベー學校に學び千八百五十四年より同六十八年に至るまでエールシャイヤの議員なりしが昨年十一月の總選擧にマンチエスター東北區の議員に選ばれたり千八百六十六年より同六十七年に至るまで印度事務省の次官となり同年より同六十八年迄の間は內務次官たり其後は南オーストラリヤ、ニユーゼーランド及びボンベーの知事たり

大藏次官ウヰリヤム、ロウヰス、ジヤクソン氏は千八百四十年に生れリーヅに住して手廣く革類の取引をなし且つ鐵道會社の事務員なりしが千八百八十年同地の議員に選ばれ國會に出席し同年一月ソルスベリー侯の內閣顚覆に至るまで數日の間大藏次官なりし事あり

愛蘭總督ロンドンデリー侯は千八百五十二年の生れにして千八百八十四年に侯爵を襲げり侯は千八百七十八年より千八百八十四年に至るの間議院に出席して終始保守黨の席を占め當時カッスル、リフ卿の爵號を名乘れり

內大臣カドガン伯ハ千八百四十年に生れ同七十三年にろの爵號を襲げり之より先き伯は當時のバッスの議員たりし事あり又千八百七十八年より同八十年の間殖
民事務省の次官
海軍書記官アー
ールれ人にして
百三十六年同地
その激科を修め
の憲法協會の會
の持主あり兩三
以て昨年十一月
員に選ばれたり
陸軍次官ウォリ
ン子の長男にし
西サーリーの議
來望と屬せる少
ありといふ

○桑港通信　八
米國の鐵道　サ
は都合三線れ鐵
劇する者なり尤
ランド大將の執
り其竣功を見え
實際官設の姿を
や全く其官カブ
歸して所謂官設
して競爭上の關係
速力を保ちて其
社の一擧一動は
菱會社と共同運
と下げれも我も
て速力の増え樣
るまで一々顧客
て其營業の繁昌
ブリの時に比それ
す左れば去る頃
れまで當地より
弗位なりしも勢
とせし程の有樣
る者に取りては
令無賃で乘車さ
ての外の危險事
の一件あり尤も
別に異議もあき
何に米國人擧斷
の擧動ありと申す
ウョーク　までの
何れの鐵道にて
は全く七日間を
に襲はれ五六時間
れども去る七月
如きは是れまで
を短縮して五日間
に汽車の速力と
學上の經驗を有せ
ては汽關の破裂を
せよ共顧客や旅人
く先空しく營業
るならんと信ずる
競爭も止む事あ
滿んとすれども
此五日間の到着
にあるべしとい
ン新聞の如きと
如きは全く取越
だ以て滿足の出來
示して之れを論
君に取り一識の
と抄譯を
千八百七十六年
ヤッレットと
が特別列車に
コに遷せし事